(３ページ目)

２、就労定着支援

就労定着支援とは？

就労移行支援などを利用して、一般就労に移行したかたに対して、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を一定の期間行うサービスです。

対象となるかた

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行し、就労を継続している期間が６か月を経過した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者。

就労を継続している期間が６か月以上、３年６か月未満のかたがサービス利用対象者です。

自立生活援助、自立訓練（生活訓練）と併せて支給決定を受けることはできません。

３、居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援とは？

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

具体的な支援の内容の一例

ア、手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動

イ、絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動などです。

対象となるかた

重度の障害などにより、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児。

重度の障害などとは、人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合、重い病気のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合などです。